

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號參第 卷十四第

行發日一月三年十和昭

## 論 叢

礦産稅附加稅の課稅權者……………法學博士 神戸正雄

預金の積極性と消極性……………經濟學博士 小島昌太郎

第三史觀の概念……………文學博士 米田庄太郎

## 時 論

交換貿易制より見たる吾國の貿易……………經濟學博士 谷口吉彦

## 研 究

ミロオの金なき國際交換決濟制に就いて……………經濟學士 松岡孝兒

貨幣の轉回速度の構想に就いて……………經濟學士 有井 治

貨幣自體の限界效用……………法學士 正井敬次

## 說 苑

ウィリアム・ペティーの經濟說……………經濟學士 相澤秀一

支那のポイコットに就て……………經濟學士 黒松 巖

景氣理論に於ける シュビイトホフとハイエク……………經濟學士 尹 行 重

## 附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

## ミロオの金なき國際交換決濟制に就いて

松岡孝兒

### 一、序言

一九三一年十一月十九日ロンドン市長はその波止場にニウ・ジイランドより乾酪を満載し來れる汽船を迎へ、之に向つて歡迎の辭を述べた。そは當時イギリスの經濟的不況原因の一つがその輸入著増にあるといふことが宣傳された結果、イギリスの家庭に於いては些末な日用品にまでイギリス品を買はなければならぬといふ主張が盛んとなり、謂はゆる「エコノミー・ランチ (Economy Lunch)」なる主張に従つてその植民地ニウ・ジイランドより食料品乾酪を輸入せるため惹き起された一點景である。<sup>1)</sup>

殆んどこれと時を同じうしてフランス商相は、政府の保護を要求せるその商業會議所代表者達に向ひ、その外國建築業者への原料輸入注文が過大であることを警告し、今日の重大なる不況に於いて、政府及び公共團體は相共に、特に此點に關し國民に模範を示さなければならぬことを説得すると共に、凡そこの種の義務はすべての國民に課せられてゐると宣言した。<sup>2)</sup>

1) Cfr. The Times, 20 nov, 1931

2) Cfr. La Journée industrielle, 17. nov. 193

尙又ドイツに於いても、當時「ドイツ商品を買へ」といふスロオガンが掲げられ、スイスに於いても亦「スイス商品を買ふべし」といふスロオガンが擧げられ、次いではまた北米合衆國に於いても「アメリカ商品を買へ」といふスロオガンが街頭に溢れ流れるに至つた。抑々此等の現象は如何なる事實に基いたものであるか。如何なる客觀的事實がかくのごとき現象を決定し支配せるものであるか。

一九二九年秋ウォオル・ストリートを襲つたブウムは、其後世界各國に波及してその物價下落を生ぜしめるに至つたが、更に此の事情は一九三一年の春から夏に亘つて中央ヨロッパに金融低氣壓を惹き起し、そはまたイギリスをも席卷して之を本位貨恐慌の颱風中に捲き込んだ。その結果、國際交換組織は異狀を來し、國際貿易活動は衰退し、各國の貿易收支は著しい變調を示すに至つた。これが客觀的事實である。更に其の輸出減少を具體的に示さう。

今イギリスに就いていへば、その輸出減少過程は之をポンドで示すと、一九二九年に於いて七億二九〇〇萬、一九三〇年に於いて五億七一〇〇萬、一九三一年に於いて三億八九〇〇萬、一九三二年に於いて三億六五〇〇萬を示し、その前年に對する減少率は一九三〇年に於いて二二パーセント、一九三一年に於いて三二パーセント、一九三二年に於いて六パーセントである。<sup>4)</sup>

更にフランスの輸出減少過程をフランで示すと、そは一九二九年に於いて五〇一億、一九三〇年に於いて四二八億、一九三一年に於いて三〇四億、一九三二年に於いて一九七億であり、その

- 3) S. D. N.: Statistiques du commerce extérieur 1930, 1932, p. 251.;—: Statistiques du commerce international, 1933, p. 245.
- 4) 1931年及び32年に亘つてその減少が著しくないのは物價が貨幣價值の下落によつて騰貴したこと、並に爲替の低落が輸出に對して有利となつたからである。
- 5) S. D. N.: Statistiques du commerce extérieur 1930, 1932, p. 123; S. D. N.:

前年に對する減少率は一九三〇年に於いて一五パーセント、一九三一年に於いて二九パーセント、一九三二年に於いて三五パーセントである。

又ドイツに於ける同種數字をマルクについて見ると、一九二九年に於いて一三五億、一九三〇年に於いて一二〇億、一九三一年に於いて九二億、一九三二年に於いて五七億であつて、その前年に對する減少率は一九三〇年に於いて一パーセント、一九三一年に於いて二三パーセント、一九三二年に於いては實に三八パーセントに達してゐる。

此の傾向は大西洋を超えた北米合衆國に於いても同様である。但しその減少は一九三一年より三三年に亘つてはさほどではない。顯著なのは一九三〇年より三一年に亘つてである。即ちドルに於ける輸出は一九二九年に於いて五二億四一〇〇萬、一九三〇年に於いて三八億四三〇〇萬、一九三一年に於いて二三億七八〇〇萬、一九三二年に於いて一五億七六〇〇萬、前年に對する減少率は一九三〇年に於いて二七パーセント、一九三一年に於いて三五パーセント、一九三二年に於いて三三パーセントである。

凡そ此等の傾向は歐米諸國皆殆ど同然である。従つて之を世界全般的に見ても同一傾向が看取される。今世界貿易の九〇パーセントを占める四十八ヶ國に於ける輸出減少過程はこれをポンドで示すと、一九二九年に於いて六八億、一九三〇年に於いて五四億、一九三一年に於いて四二億、一九三二年に於いて三七億であり、その減少率は一九二九年より三〇年に亘つて二〇パーセント、

Statistiques du commerce international, 1933, p. 119.

- 6) S. D. N.: Statistiques du commerce extérieur 1930, p. 18.; S. D. N.: Statistiques du commerce international, 1933, p. 15.
- 7) S. D. N.: Statistiques du commerce extérieur p. 113.; —: Statistiques du commerce international, p. 110.
- 8) L. O. N.: Review of world trade, 1934, p. 11.

一九三〇年より三一年に亘つて二九パーセント、一九三一年より三二年に亘つて三二パーセントを示してゐる。そしてかくのごとき世界貿易の縮少は正に世界的經濟不況の結果、その支拂手段をめぐれる金融梗塞の自然的結果であり、又この金融梗塞の自然的結果は連續的な物價低落の不可避的な反動である。そして此等の傾向は各國を通じ、世界を通じて大體同一方向を辿りつつある。

凡そかくのごとき一聯の事情こそは各國に於ける決濟金準備惹いては世界に於ける金在高乃至その分配問題を惹き起し、そして金問題を通ずる直接的解決の困難がここに信用問題への考察を重ねるに至つて遂に金によらざる新なる交換決濟手段の創造による世界經濟乃至國民經濟の復興を意圖するに至つた。このことは一應當然の成行である。惟ふに資本主義制經濟組織の發展は、商品の生産、交換、特に廣大なる外國市場への輸出によつて期待され得るから交換決濟の新機構によつて少くも直面せる交換經濟の行詰りを打開し得と考へたことは一應の考方だからである。

此點に關する主張は已に早くから相當多く存在してゐる。併し今にはこれには觸れない、ここでは私は専ら集團經濟研究に於いて著聞せるジュネエツ大學經濟學教授エドガアル・ミロオの近時發表せる見解を述べる<sup>10)</sup>。彼の意見は今日ヨオロッパでは殆どあらゆる國に於いて紹介され、實踐上にも亦屢々取上げられてゐる<sup>11)</sup>。今日新交換決濟方法に關し種々の論議が行はれてゐるに當り、已に歐米に於いて人口に膾炙せる彼の主張を解説し、且つ之を批判することは必ずしも無益ではな

- 9) 拙著：金問題研究參照  
10) Milhaud, Edgard: Trêve de l'or et clearing des transactions, Genève, 1934.;  
—: A Geld Truce, Geneva, 1933.  
11) Valois: Le plan devant la troisième semaine (Annexe IV. Les Annales de l'économie collective. Nos. 284-288)

いであらう。以下私はミロオの新交換決濟案に關しその經濟的根據を説述し、進んでその内容を紹介すると共に、若干の私見を述べんとするものである。

## 二、ミロオの國際交換相殺制の經濟的根據<sup>12)</sup>

以上のことき國際交換機能の障礙を克服し、更にその發展を期待するためにまづ考へられることは、二國間に於ける物々交換上の双方的相殺制の問題である。併し周知の如く二國間の物々交換による双方的相殺制は多くの場合難點があるから、その國際交換への無條件的適用は不可能である。このことは二國間に於ける双方的相殺が各二國間の輸出入間に完全な一致を望むことを期待し得ないことから見て極めて明かである。

これを實際について見ても、例へば一九二九年のイギリス、北米合衆國及びフランスに於ける對外輸出入關係の過不足は左表の通りである。

第一表 一九二九年に於けるイギリスの對外貿易關係表(單位千ポンド)<sup>13)</sup>

國名	輸 入	輸 出	超 過 額	超 過 率 (%)
支 那	九、六七六	一四、〇二九	(+) 四、三五三	(+) 四五
英 領 印 度	四八、八三〇	七八、二二七	(+) 二九、三九七	(+) 六〇
日 本	八、一九七	一三、四三五	(+) 五、二三八	(+) 六四

12) Heilperin: Les fondements économiques du plan Milhaud (Annexe II. Les Annales de l'économie collective. Nos. 284-288)

13) S. D. N.: Statistiques du commerce extérieur 1930, Genève, 1932 p. 251.

第二表 一九二九年に於ける北米合衆國の對外貿易關係表(單位百萬ドル)<sup>14)</sup>

國名	輸入	輸出	超過額	超過率(%)
南亞聯邦	一四、四四〇	三二、五三六	(+) 一八、〇九六	(+) 一二五
ドイッ	六六、二七九	三六、九六七	(-) 二九、三一二	(-) 四四
ベルギー	四三、一六九	一九、四一三	(-) 二三、七五六	(-) 五五
デンマク	五五、七九六	一〇、六七〇	(-) 四五、一二六	(-) 八一
イスパニヤ	一八、二七八	一二、〇五五	(-) 六、二二三	(-) 三四
フランス	五二、八二二	三一、六六三	(-) 二一、一五九	(-) 四〇
オランダ	四一、四八八	二一、八一八	(-) 一九、六七〇	(-) 四七
ロシヤ	二三、一〇六	三、七四三	(-) 一九、三六三	(-) 八四
エジプト	二一、五四〇	一二、五七六	(-) 八、九六四	(-) 四二
ニウ・ジイランド	四〇、六七三	二一、三九三	(-) 一九、二八〇	(-) 四七
アルゼンチン	八〇、二〇四	二九、〇七四	(-) 五一、一三〇	(-) 六四
カナダ	四三、六八四	三五、〇〇八	(-) 八、六七六	(-) 二〇
北米合衆國	一八三、九七七	四五、五五八	(-) 二三八、四一九	(-) 七五
ドイッ	二五五	四一〇	(+) 一五五	(+) 六一
フランス	一七一	二六六	(+) 九五	(+) 五六

ミロオの金なき國際交換決濟制に就いて

第四十卷

五七一

第三號

八九

14) S. D. N.: op. cit. p. 114.

國名	輸入	輸出	超過額	超過率(%)
イギリス	三三〇	八四八	五一八	一五七
カナダ	五〇三	九四八	四四五	八九
オーストリア	三二	一五〇	一一八	三六九
支那	一六六	一二四	四二	二五
日本	四三二	二五九	一七三	四一
ブラジル	二〇八	一〇九	九九	四八
チリ	一〇二	五六	四六	四五
エジプト	四〇	一四	二六	六五

第三表 一九二九年に於けるフランスの對外貿易關係表(單位百萬フラン)<sup>15)</sup>

國名	輸入	輸出	超過額	超過率(%)
ベルギー	三、九二〇	七、二二五	三、三〇五	八四
イギリス	五、八二八	七、五七三	一、七四五	三〇
イタリア	一、五一六	二、二〇九	六九三	四六
スペイン	一、〇七五	三、三八三	二、三〇八	二一五
トルコ	一七五	三四七	一七三	九九
モロッコ	五〇四	一、二九一	七八七	一五六
ドイツ	六、六一三	四、七三四	一、八七九	二九

15) S. D. N.: op. cit. p. 122.



オ ラ ン ダ	一、六四七	一、二五七	(-)	三九〇	(-)	二四
ル ウ マ ニ ヤ	二三三	一五〇	(-)	八三	(-)	三六
支 那	一、二五三	二四二	(-)	一、〇一一	(-)	八一
英 領 印 度	二、七五八	二四三	(-)	二、五一五	(-)	九一
蘭 領 印 度	七七二	六〇	(-)	七一二	(-)	九二
オ オ ス ト ラ リ ヤ	二、五二〇	二二二	(-)	二、二八三	(-)	九一
南 阿 聯 邦	七二四	五二	(-)	六七二	(-)	九三
ア ル ゼ ン チ ン	二、三七四	一、六〇九	(-)	一、三〇五	(-)	五五
ブ ラ ジ ル	一、〇七九	四六〇	(-)	六一九	(-)	五七
カ ナ ダ	八四三	五八七	(-)	二五六	(-)	三〇
チ リ	一、一〇五	二四六	(-)	八五九	(-)	七八
北 米 合 衆 國	七、一六〇	三、三三五	(-)	三、八二五	(-)	五三

右表によつて明かなことは、英米佛と掲出諸國との對二國間の輸出入關係は殆どその結果に於いて一致するものなく、時としては其間に格段なる差をさへ見せてゐることである。かくして双方的相殺制は、その最初に於ける期待に反し、各國輸出入状態を双方的に考察せる限り、今や從來の見解は之を放棄せざるを得ざるに至つてゐる。少くも大なる割引を加へざるを得ざるに立ち至つてゐる。かくて此の見解に基く救済策は必然的にこの双方的相殺制を展開せしめ、世界各國

に對する多面的又は全面的相殺にまで之を擴大させなければならぬこととなる。ミロオの考は實にこの多面的又は全面的相殺を以つて今日の國際交換制の缺點特に双方的相殺制の實踐的障礙を解決せんとするものである。<sup>16)</sup> 然らばミロオの謂はゆる多面的又は全面的相殺制を成立せしめる經濟的根據は如何なるものであるか。

ミロオの謂はゆる國際交換に關する相殺制なるものの内容中注目すべきものは、まづその適用國についてであるが、其の主張はその適用を關係諸國間に多面的に、またもし可能ならば全面的に及ぼさんとするものである。尙ほ其の相殺の對象となるものは、單に眼に見ゆる貿易上の收支關係のみでなく、更に眼に見えざる貿易外の收支關係にも適用せんとするものである。またこれに於いて謂はゆる交換相殺手段として使用されるものは購買證券と稱せられるものであり、取引の決済はこれによつてなされる。尙ほこの購買證券をめぐつて購買證券信用なるものが考へられるが、相殺制の効果はこれによつて一層大となる。要するに購買證券は金が國際支拂手段として、商品、勞務及び資本の移動に於いて今日の資本主義制交換經濟に齎したものと同一の結果をあげんとするものである。以下私は此等諸點の説明に少しく立ち入る。

(一) 双方的相殺制より多面的又は全面的相殺への發展<sup>17)</sup>——相殺制に基く貿易の困難は既に述べたるがごとく、二國間に於いては直ちにその障礙に遭遇するが、しかしまたその反面に於いてこの障礙は、多面的相殺制なる限り、その參加國の増加と共に次第にその障礙の度を減するに至る。

16) Milhaud : op. cit. pp. 66-70.

17) Milhaud : op. cit. pp. 71-72.

この見地から當然歸納されることは、もし相殺制が双方向的なるものから擴大され、それがあらゆる國に適用されるに於いては其等諸國の相互的利益は遙かに高度なものとなるといふことである。

例へば双方向的相殺制に於いて甲國が乙國に於いて購入し得るものは、甲國が乙國の欲するものを所有する程度に於いて、又乙國が甲國の欲するものを所有する程度に於いてのみである。このことは相殺制が本來一種の物々交換性を有つてゐるといふ點から謂つて明かである。しかしもしこれが例へば三方的相殺の場合であるならば、双方向的交換に伴ふ困難と制限とはある程度緩和される。即ちもし甲國が乙國の生産物を希望し、乙國が丙國の生産物を希望し、丙國がまた甲國の生産物を希望するかぎりにおいて其等諸國間の交換は成立する。そしてもしその生産物價格にして相等しければ、相殺は何等の問題を惹き起すことなく行はれる。即ち甲國は丙國にその生産物を渡し、丙國に對してこれに對する支拂手段、たとへば一定期間後の支拂手段の給付を認める。今甲國はこれを乙國に引渡し、乙國はこれを丙國に引渡すとすれば、ここにその債權、債務は相殺される。従つて甲國の生産物が丙國に、丙國の生産物が乙國に、乙國の生産物が甲國に引渡され、しかもその決済は専ら決済證券によつて行はれ、證券は丙國から甲國に、甲國から乙國に、乙國から丙國に轉々流通することによつて結局相殺される。かくのごとき交換様式は即ち三方的取引とも呼ぶべきものであり、その精神はまたこれを流通取引とも稱すべきものとなる。此の場合物々交換は賣と買とより成る獨立せる個々の取引となる。かくて甲は一定商品を丙に賣り之に對し

乙は他の商品を甲に、又丙は更に他の商品を乙に賣るに至る。

かくのごとき流通取引の假定にして成立する場合もし、交換加入國數が次第に増加する場合に於いては、それだけ取引の選擇範圍は擴大され、取引の自由程度も増大する。そして相殺組織はその取引の増大と共に弾力性を有つに至る。かくのごときは實に双方的相殺制から多面的相殺制にまた結局に於いては全面的相殺制に移ることの交換組織に齎す利益である。

(二) 相殺制對象の貿易取引より貿易外取引をも含むものへの發展<sup>18)</sup>——相殺制の適用される對象は從來専ら商品取引に對してのみである。しかしこれによるときは相殺制は一の限界に達せざるを得ない。従つて相殺制の適用を世界全體に最も良好な條件で行はんとするときは、この限界即ち從來認められてゐた商品取引を超越しなければならぬ。

元來一國には正常時に於いてもそのあらゆる國へ輸出する商品價額とあらゆる國から輸入する商品價値との間には不一致がある。今一例として北米合衆國其他の若干國をあげると、諸國の一九二九年に於ける輸出入關係は左表の通りである。<sup>19)</sup>

第四表 一九二九年に於ける各國輸出入金額比較表

國名	單位	輸 入	輸 出	超 過 額	超 過 率 (%)
北米合衆國	百萬ドル	四、三三九	五、一五七	(+)	(+)
アルゼンチン	百萬ペソ	八六二	九五三	(+)	(+)
				八一八	一九
				九一	一〇

18) Milhaud : op. cit. pp. 71-72.

19) Cfr. S. J. N. : Statistiques du commerce extérieur. 1929.

ブラジル	千ポンド	八六、六五三	九四、八三一	(+)	八、一七八	(+)	九
チリ	百萬ペソ	一、六一七	二、三二四	(+)	七〇六	(+)	四
ドイツ	百萬ライヒスマルク	一三、四四七	一二、六六三	(-)	七八三	(-)	六
イギリス	百萬ポンド	一、一一一	七二九	(-)	三八二	(-)	五
フランス	百萬フラン	五八、二二一	五〇、一三九	(-)	八、〇八二	(-)	一
イタリア	百萬リラ	二一、六六四	一五、二三六	(-)	六、四二九	(-)	四
オランダ	百萬フロリン	二、七五二	一、九八九	(-)	七六三	(-)	四
スイス	百萬フラン	二、六七二	二、〇七六	(-)	五九六	(-)	二

この表の示すところよりして各國に於けるバランスは必ずしも常に相殺し得ないことが判る。そしてかくのごとき場合注目はまづ貿易外の收支にむけられる。具體的には船賃、保険料、漫遊客の費用等のごときこれである。そして相殺制の意味を徹底せしめるためには此等貿易外の收支に對しても、即ち一層適切に云へば貿易上の收支及貿易外の收支を含んだものに對しても亦その組織的適用が行はれなければならない。

(三) 國際相殺手段としての購買證券<sup>20)</sup>——以上述べたるがごとき相殺制はその組織複雑となるに従ひ、その機能を確保するために取扱容易にしてしかもその目的に應じ得る決濟手段を必要とする。此點に於ける根本的要求は、各國の對外購買による貿易均衡、貨幣制度、國庫均衡等に危険を惹き起さしめることなく之を繼續させ得ることである。従つて一國の對外購買に對しては外國

がその國に對して之に相當する購買をなすことを確保するにある。この目的よりして相殺制を採用し取引を發展せしめんとする國は、互に協定を認め、その協定に於いて對外取引の決済はすべて金又は金爲替によつては行はずに特定證券によつて行ふこととする。此の特定證券の唯一の機能は發行國に於ける商品又は勞務の購買にあてられることである。此の意味よりして之を購買證券と呼ぶ。

購買證券の發行は特定機關之を行ひ、その發行に對しては擔保としてその國紙幣の相當額を委託する。従つて證券はその發行國の國內紙幣の準備によつて發行される。その有効期間は六ヶ月であるが、必要に應じては更にそれ以上にも及び得る。この證券は爲替手形のごとく國際的に讓渡することができ、従つてその流通は國際的に認められてゐるけれども、有効期間内に發行國に歸還しなければならない。償還は發行國に於ける發行機關に於いて其國紙幣を以つて行はれる。

(四) 購買證券による決済——購買證券による相殺は各國間の收支が均衡せる場合は極めて容易に行はれる。對外的に超過債務を有する國の決済は商品又は勞務による支拂によつて行はれる。従つて輸出超過額はこの超過債務額と同額にまで及ばなければならない。しかもそれは單に眼に見ゆる輸出のみについてではなく、眼に見えざる輸出並に見えざる輸出より成る總體についての超過額でなければならない。そしてこのことはまた必然的に對外的超過債權額を有する國としては上述せる眼に見える輸入及び見えざる輸入即ち總輸入について同一額の超過を有たなければならない。

ないといふことを意味する。

これは今日理論上國際債務は正常的には商品又は勞務によつて支拂はれなければならないといふことが認められてゐるからである。従つてもし債權者がこの理論をば無視し、例へば債權國が債務國に對し益々高い經濟的障壁を設けるがごときときは、債務の解決は正に百年河清を俟つにも類する。これ實に世界が最近數年間に經驗せる事實である。従つて債權國は經驗上確認されたこの經濟原則を認めながら、若し外國に對し莫大な債權を有せるとき、凡そ貿易收支の不利を以つて極めて自然的なものと考へ、その債務國に對し、直接間接に見ゆる又は見えざる輸出超過を繼續せんとするがごときことは慎んで避けなければならぬ。

かかる論點からは、今や問題はその理論の適用にあるといはなければならぬ。この點ミロオの主張する方法は簡單である。即ちそれは上述せるがごとき購買證券によつて對外支拂債務の決済を行ふことである。債權國はかくて必然的にその債權の程度に於いて直接或は間接に債務者の得意先となり、債務者も亦これによつて勞務、商品を通じてその債務を確實に辨濟し得ることとなる。

(五)購買證券による信用——以上述べた點によつて明かなるが如く、外債利子のごとき對外支拂は購買證券によつて支拂はれる。同様にして外國に貸付らるべき信用も亦購買證券によつて設定される。この制度が貸付國にとつて有利なことは勿論である。貸付國が借入國に引渡すものは金

でもなく、又金に兌換さるべき銀行券でもない。それは購買證券である。それは間接的に云へば商品であり、勞務である。

この方法は國際間に一定の決済が行はれる場合、又一國が他國に對して貸付を行ふ場合、特に貸付國産業への注文の見返りとしてその信用の一部が貸付國の銀行内に封鎖される場合に於いて一般に用ひられる。この見地に於いては貸付國の各種經濟部門に、即ち貸付國の生産及び取引上に流入し來るものは、正に購買證券に於いて與へられた信用である。即ち購買證券によつて對外的に信用を設定することはこれと同時に其國産業に出資することになる。

尙又借入國も此種條件に於いて設定された信用から利益を受ける。即ち從來借入國は甲國の信用を獲得しながらその國に於いてあらゆる商品を見出すことはできない。即ち乙國丙國其他の生産物を必要とすることが少くない。然るに購買證券は國際的に流通するからこれによつて借入國は多數國との取引が可能となり、一般的相互性なる條件の下にその信用を特定の目的に使用することもできる。

要するに債權國は、購買證券による貸付によつて利益を受けるものであるが、この利益はまた購買證券なる形式の下に借入國の求める利益と一致することがある。此點についても我々は例へばサヴェエト・ロシヤのトルコに對する貸付に於いて、またイギリスのポオランドに對する貸付等に於いて極めて具體的な實例を忘れることができない。



### 三、ミロオの國際交換相殺制の組織及機能の内容

既に述べたるごとく、ミロオの相殺制なるものは物々交換より來る取引上の障礙を解決し、更にその取引範圍の擴大強化を圖り、金によらずして世界不況問題を解決せんとする點より購買證券を以つてする多面的更には全面的な相殺協定を行はんとするものである。かくのごとき見地に基くミロオの謂はゆる相殺制の組織並に機能は如何なるものであらうか。私は今や更に進んで此等の點を明かにせんとするものである。

先づ此點に於いて問題となるのは相殺制としての協定が或は若干國によつて行はれ、又或は世界全體によつて行はれるとし、その内容は如何といふことであり、第二にはかくのごとき國內相殺機關及び國際相殺機關の役割並にその取扱ふ購買證券の發行、流通並にその價格決定は如何といふことであり、第三にはかくのごとき購買證券と現行貨幣制度、その國際相殺制に於ける金の地位及びその信用は如何といふことである。

(一) 相殺制に關する協定——この相殺制に關する規定は一の提案である。従つてその成立に對しては各國の協定を要する。またその違反に對する制裁も必要である。

尙又協定の成立は世界に於ける問題としても考へられるが、又若干國間に於ける問題としても考へられる。勿論この協定が最も有效なる存在を示すためには世界的であることが望ましい。世

界的たるに於いてそは最も大なる弾力性を有ち、また最もよくその長所を發揮し、且最も完全にその存在の意義が考へられるからである。

かくのごとき點よりして協定はまた世界會議のごとき形式に於いて成立することが望ましい。たとひその全面的な支持を得ないとしても、世界の主要國間にその協定成立が認められることは、今日双方向的相殺協定が已に相當存在してゐるといふ點から、必ずしも不可能であるといふわけのものではない。もし主要國間にこの協定が行はれるに於いては、相殺制の目的は相當高度に達せらるべく、かくのごとき事情の成立は漸次參加國の増加を促してこの協定の存在をば意義あるものたらしめる。

(二) 相殺機關と購買證券<sup>25)</sup>——相殺制の運用に當つて必要な機關中、國內的なものは多くの國にすでに存在してゐる。即ち國內に於いて從來相殺業務を行つてゐる諸機關即ちこれである。

更に國際相殺機關として缺くべからざるものは國際決済銀行である。尤も國際決済銀行の本來の業務はそが賠償に關する限り、近來その存在の意義は大部分之を失ひつつあるが、しかしなほ同銀行に於ける國際相殺機關としての役割は失はれてゐない。

國內相殺機關の主要な役割はその國購買證券の發行、流通及び清算を取扱ふと共に、外國購買證券に對するその國購買證券の引換及び購買證券による取引を管理することである。かくのごとき機關によつて行はれる役割はまた一般銀行の參加を拒むものではない。一般銀行は却つてかくの

24) L. O. N.: Review of world trade, 1933. pp. 65-69.

25) Milhaud: op. cit. pp. 84-85.

ごとき機關と個人との間の仲介者として、即ち相殺機關の補助機關たる役割を果すものである。この國內諸機關はその相互間に於いて互に連絡を有つてゐるが、しかしその仕事はすべて國際相殺機關に直接報告される。國際中央機關は證券の國際流通を司る。従つて國內機關及び國際機關の組織及運用はすべてこの相殺制の機能に順應するがごとく考慮されなければならない。

この組織及機能に於ける中心的存在をなすものは購買證券である。その發行は外國との各種取引、商品買入、勞務支拂、金融決濟（利拂、配當拂、資本償還拂等）、信用の許可等に對してなされる。その發行は専らその國の法定貨幣（即ちこの場合は紙幣）を以つてする相殺機關への相當額委託によるものである。従つて購買證券は對外的には一つの貨幣代用物である。

併しこれだけでは國內相殺機關は新購買證券を無限に發行し得ることになり、そこには何等の統制がないことを示す。果してさうであらうか。否。相殺制はたとひ國際取引に於ける自由をその最大限にまで作用せしめるとはいつても、現在存在するあらゆる不均衡即ち世界經濟の深刻な動搖を無視してゐない。従つてこの相殺制運用の役割を有つ機關は證券發行に於いてその國購買證券を過剰に世界市場に流通せしめんとするがごときことはこれを避けなければならない。このことは購買證券の發行が其國紙幣に於いて準備されてゐる場合に於いて然りである。此の意味に於いて購買證券の新なる發行は自動的に行はれることなく、むしろ統制的に行はなければならない。その指導原則はその國の一般的利害關係への考慮であると共に、國際協同の充分な發展へ

の考慮である。

この意味に於いてこの相殺制の基礎には極めて明白な公開性が要求されてゐる。即ち各國間に於ける相殺機關はその毎日報告に於いてその發行せる證券状態、その所有する證券状態を明かにし、これを國際相殺機關に報告し、國際機關はこれを世界報告に於いて發表しなければならぬ。かくのごとき報告は、各國相殺機關にとつても一般取引業者にとつても極めて重要なものとなり、購買證券の正常的合理的な價格決定に對し本質的な作用をなす。購買證券は、現行外國爲替のごとく、正常時或は非正常時を通じて各國向購買證券として價格を有つから、之に關する規定はその價格を投機の對象たらしめることなく、従つてその價格變動の幅を極力最少限度内に限るが如く考へられなければならない。尤も購買證券はその有効期間の點からしてその投機の對象となる危険は少い。即ちそれは無限に蓄積することができないし、自由に巨額なものを求めることができないからである。

かくて毎日各國及び世界に於いて發表される購買證券の内容はその價格構成に有力な作用を及ぼす。即ち前日の爲替相場は新聞紙上に發表され、爲替の買手及び賣手は之によつて購買證券の需要及び供給を判断し、かくして一國に於ける毎日の購買證券の價格が定められることになるからである。その取引が公開されることは市場の公正を示すものであるが、尙ほこの公正は取引が各國に於いてはその國內相殺機關、國際間に於いてはその國際相殺機關に於いて専ら行はるべし

とされることによつても示され得る。其の運用は一般利益と國際協同とを目的とするから爲替に對してはこの點より必要な技術的規定を定めることを要する。

(三) 購買證券と現行貨幣制度、金、爲替、信用——購買證券による對外支拂制は多くの點に於いて今日の貨幣制度と矛盾するものではない。重要なのは唯だ一點である。それは國際取引決済手段としての金の使用を停止してゐる點である。かくて國際取引は全部的にも一部のにも金の輸送によつて決済されない。その決済は商品又は勞務の相殺によつて行はれるものであり、従つてこの種の取引の行はれるかぎり、金の使用は休止されるものであつて、此點こそはこの相殺制度の重點をなすものである。

また相殺制に於ける金の使用休止は金の獲得及び賣買に關する必要な取引に何等の障礙をも來すものではない。例へば金準備のための金分配の如き非貿易上の理由によつて金の移動が行はれる場合、又は工業用金の移動の場合のごときこれである。この相殺制の下に於いては金に關する管理は自ら國家の統制に歸し、各國間には之に關する特殊協定が結ばれることになるであらう。

かくのごとき場合に於いて手形による取引又はその割引のごとき從來より行はれてゐる點への考察も亦重要である。先づ第一に考へられなければならないことは、今日の國際取引に於いて一般に金を基礎とする取引は貨幣及び金融上健全な國と國との間に於いてでなければ行はれてゐないので、從來の意味に於ける取引上の信用は金爲替決済國間に於いてでなければ全然見捨てられ

てゐる。従つて此等の非金爲替國間に於いては取引相殺制は無條件に妥當することになる。また金爲替決済國に於いても相殺制の利用は現在の規定に修正を加へることなくして考へられる。

ただ相殺制に於いては信用の設定と設定信用金額引渡の間には明瞭な區別が認められなければならぬ。蓋し貸付國にとつては貸付信用に相當する商品の需要が問題となつてゐるからである。即ち貸付國は必然に商品の供給國である。従つて其の引渡はその國産業の生産に應ずるがごとく行はれなければならない。これに反し借入國は一定期間に於いて如何なる信用額が期待されるかを考慮しなければならぬが、かくのごとき合理性こそはまた實にこの種信用による經濟活動を長期的に可能ならしめ得るものである。

#### 四、結 言

之を要するに、國際交換相殺制の主張せんとするところは、各國間に於ける經濟的均衡は自動的に成立すべきものであるといふ點から最近に於ける「國際貿易復活案」<sup>27)</sup>として國際貿易の自由に加へられた制限の解除またはその廢止を目的とし、これによつて國際取引の發展を期すると共に、凍結せる信用の解放を期せんとするものであるが、かくのごとき點から主張される購買證券の設定はこれによつてよく金を離れて國際信用問題を再吟味し、その一般經濟的活動に及ぼす影響、物價下落恐慌に對する反動を通じ、その恢復への對策を講ずると共に、危殆に瀕せる世界貨幣狀

態に基く爲替危機を乗り切らんとするものであること極めて明瞭である。

その計畫全體を通じ、その意圖は専ら國際貨幣案並に國際決済機關案に向けられてゐるが、併し資本主義制經濟組織に於ける國際貨幣並に國際銀行の問題は金及び信用を中心として今日極めて複雑困難な相を呈して居り、しかもこの種問題の歸結は常にその實踐性を離れることができないといふ點からその經過は容易に見透しをつけ難い。國際貨幣が金であるといふことに異論なき限り、そしてそれが今日の現状より速かに金本位に立ち歸り得ざる限り、購買證券其他如何なる形式を以つてしても、問題はその信用手段に關する點に於いて残る。經濟組織が比較的安定せる場合に於いては、信用手段が専ら支拂手段である場合たると、或はまた進んで貸付手段である場合たるとを問はず、問題は比較的取扱ひ易い。ミロオが從來一般に信用を以つて支拂手段であるとする考察から更に進んで一種の貸付手段であると見たことはその見地に於いて認むべきものがないではないが、併しかくのごとき信用の運用が行はれる基礎的經濟組織の安定が即ち少くも金本位の位置が今日のごとく動搖せるに於いて、その理論性はともかく、その實踐性は尙ほ薄弱である。又ミロオは此點に於いて多分に統制的經濟組織を意圖してゐるが、<sup>28)</sup>今日世界の現状は彼の住めるスイスのごとき小國に於いてはいざ知らず、支配的地位にある英・米・佛等に於いてはその主張は漸く理論的範圍を脱したに過ぎない。従つて此種協定が實踐的にまた世界的に取上げられるには尙ほ一層深い考察が現在の資本主義經濟自體に向けられなければならないまい。<sup>30)</sup>

28) Milhaud: op. cit. p. 94.

29) Mill nd: op. cit. p. 98.

30) Noyelle, H.: Les plans de reconstruction économique et sociale à l'étranger et en France (Revue d'économie politique no.5, 1934, p. 1595. et sniv.)